

八幡浜市合葬式納骨施設 使用のご案内



八幡浜市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の影響などにより、先祖のお墓を継承し維持することが難しいご家庭が増えています。

八幡浜市では、こうしたお墓に関する不安をやわらげ、市民が人生の終末期まで安心して過ごせるように、合葬式納骨施設を整備します。

もくじ

1. 合葬式納骨施設とは	P 1
2. 用語の解説	//
3. 施設の概要	P 2
4. 収蔵方法	P 3
5. 参拝方法	P 4
6. 使用料	//
7. 使用申請者の資格	P 5
8. 手続きの流れ	P 6
9. 注意事項	//
10. 案内図	P 7
11. 申込み・問合せ先	//

1. 合葬式納骨施設とは

- (1) 従来のお墓とは異なり、ご遺族の焼骨（骨壺）を納骨室の納骨壇（ロッカー形式）に収蔵します。使用期間が経過した後は、他の焼骨とともに合葬室に合葬し、永代に収蔵します。なお、合葬室のみの使用も可能です。
- (2) 納骨壇の使用については、ご遺族の焼骨のほか、申請者がご自身の使用を生前に申し込むことができます。
- (3) 参拝は、施設の開所時間において、参拝所で自由に行うことができます。
- (4) 宗教や宗派による使用制限はありませんが、法要や儀式を行うことはできません。
- (5) 焼骨の管理は、八幡浜市が行います。

2. 用語の解説

- (1) **焼骨**とは
火葬後の故人のご遺骨
- (2) **納骨壇(だん)**とは
骨壺に入った焼骨を収蔵するロッカー形式の棚（使用期限あり）
- (3) **合葬室**とは
焼骨のみを他の焼骨と合同で収蔵する部屋（永代使用）
- (4) **祭しを主宰(しゅさい)する方**とは
葬儀の喪主や法事の施主など、先祖のご遺骨を守っていく立場にある方
- (5) **被収蔵者**とは
納骨施設に収蔵される方
- (6) **埋蔵**とは
お墓にご遺骨を納めること
- (7) **収蔵**とは
納骨施設にご遺骨を納めること
- (8) **改葬**とは
すでにお墓や納骨施設に埋蔵・収蔵されているご遺骨を、他のお墓や納骨施設へ移すこと

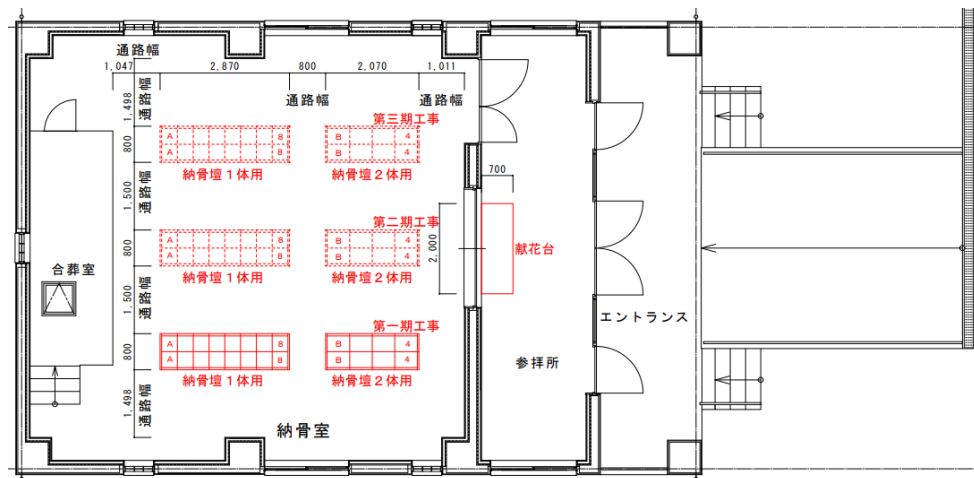
3. 施設の概要

- (1) 場所 愛媛県八幡浜市若山9番耕地49番地1 やすらぎ聖苑敷地内
- (2) 建物 RC造平屋 延面積約98㎡
- (3) 設備
 - ① 納骨室
 - ・納骨壇 第I期96区画128体収蔵
(1体用64区画64体 2体用32区画64体)
(最大第III期288区画384体まで増設可能です。)
 - ・合葬室 約2,000体収蔵
 - ② 参拝所
 - ③ 駐車場 約30台収容(やすらぎ聖苑と兼ねています。)

施設設置場所



施設内配置図

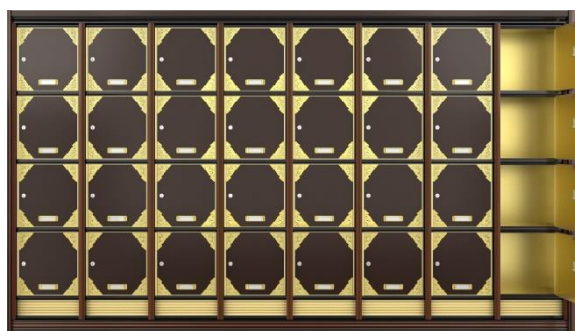


4. 収蔵方法

(1) 納骨壇

- ① 焼骨（骨壺）は、使用許可を受けた日から最長30年間は、納骨室の納骨壇に収蔵し、使用期間終了後は、他の焼骨とともに合葬室に永代に収蔵します。（納骨壇の使用期間は1年単位で申込時に設定し、その後1回のみ使用期間の変更ができます。）
- ② 焼骨（骨壺）は、使用者自らが納骨壇へ収蔵することができます。ただし、収蔵後は、焼骨（骨壺）を返還する場合等を除いては、使用者は納骨室に入室することができません。
- ③ 申請者本人が、納骨壇の収蔵を望まれる場合は生前予約ができます。

納骨壇 1体用

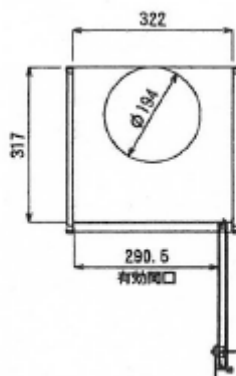


納骨壇 2体用



骨壺収蔵図

(上から)



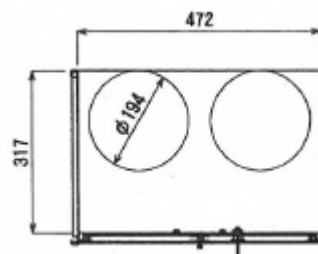
6寸骨壺

(横から)



骨壺収蔵図

(上から)



※使用する骨壺は6寸用とすること。（縦20cm・横20cm・高さ22cm以内）

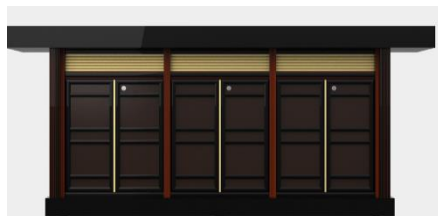
(2) 合葬室

- ① 納骨壇の焼骨（骨壺）は、使用期間終了後、焼骨のみを他の焼骨とともに合葬室に永代に収蔵します。
- ② 合葬室のみの使用の場合、使用者は、焼骨を自ら納骨室に持ち込むことができます。ただし、収蔵後は、使用者は納骨室に入室することはできません。
- ③ 焼骨は、八幡浜市の担当者が合葬室に収蔵します。合同で納めるため焼骨の返還はできません。
- ④ 合葬室の使用については生前予約ができません。

5. 参拝方法

- (1) 参拝は、施設の開設時間（1月1日及び友引の日以外の午前9:00～午後5:00）の間、参拝所で自由に行うことができます。献花台を設けていますので焼香や献花も行うことができます。
- (2) 参拝後は、ろうそくや線香など火気の後始末を必ずしてください。
- (3) 八幡浜市では、法要や儀式などの宗教的な行事は行いません。使用者が、施設内で宗教的な行事を行うこともできません。

献花台



6. 使用料

使用申請時に、使用区分に応じた使用料を前納していただきます。

(1) 納骨壇の使用（1年間～30年間）

- ① 1体用納骨壇 1年間につき10,000円

例 1年間使用 10,000円

10年間使用 100,000円

30年間使用 300,000円

（使用期間終了後の合葬室への収蔵使用料を含む）

② 2体用納骨壇 1年間につき20,000円

例 1年間使用 20,000円

10年間使用 200,000円

30年間使用 600,000円

(使用期間終了後の合葬室への収蔵使用料を含む)

(2) 合葬室のみ使用 (永代)

1体につき10,000円

7. 使用申請者の資格

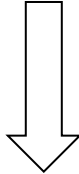
- (1) 八幡浜市に住所又は本籍がある方で、収蔵される方の祭りを主宰する方
- (2) 八幡浜市外の方で、収蔵される方(死亡時に八幡浜市に住所又は本籍があった方)の祭りを主宰する方
- (3) 八幡浜市に住所又は本籍がある方で、生前に納骨壇の使用を予約する方
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

種 別		必 要 書 類
(1) (2)	① 埋蔵・収蔵前の焼骨を所持している場合	<ul style="list-style-type: none">・ 使用許可申請書・ 使用申請者の本籍地の記載のある住民票・ 火葬・埋葬許可証・ 申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等・ (2)の場合 収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等
	② 他の墓地等から改葬する場合	<ul style="list-style-type: none">・ 使用許可申請書・ 使用申請者の本籍地の記載のある住民票・ 改葬許可証(改葬元の墓地等が所在する自治体が発行するもの)・ 申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等・ (2)の場合 収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等
(3)	生前予約をする場合	<ul style="list-style-type: none">・ 使用許可申請書(生前予約は収蔵を希望する本人が申し込むこと。)・ 使用申請者の本籍地の記載のある住民票

※ 2体用納骨壇の使用は、夫婦の焼骨であること。

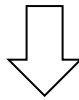
8. 手続きの流れ

(1) 申請・受付・審査



- ・申請書は八幡浜市役所生活環境課でお渡しできるほか市ホームページからダウンロードできます。
- ・申請書に必要書類を添えて提出してください。(郵送可)使用申請者の資格に適合しているか審査を行います。
- ・審査は約2週間程度かかります。

(2) 納付書の発行・入金



- ・使用申請者の資格に適合している方には「使用料の納付書」を送付します。支払い期日までに指定された金額を納めてください。

(3) 使用許可証の交付



- ・ご入金確認後「使用許可証」と「収蔵届」を送付します。
- ・送付までに約1週間程度かかります。

(4) 収蔵日時の決定



- ・希望する収蔵日時・場所(納骨壇の場合)を記入して「収蔵届」を提出してください。(郵送可)収蔵日時等を決めてお知らせします。

(5) 収 蔵

- ・収蔵日時に焼骨をご持参ください。

9. 注意事項

- (1) 施設の使用に際しては、「墓地、埋葬等に関する法律」、「八幡浜市墓地条例」、「八幡浜市墓地条例施行規則」の規定を遵守してください。
- (2) 施設の使用申請に関する詳細については、「八幡浜市合葬式納骨施設使用申請要領」をご参照ください。

10. 案内図



●八幡浜市街地から

- ① 国道 378 号から県道 25 号に左折（西予市宇和・三瓶方面）
- ② 日ノ浦橋交差点を県道 26 号に右折（西予市三瓶方面）
- ③ 市民スポーツパークに向けて左折し約 2km 先が合葬式納骨施設

11. 申込み・問合せ先

796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市役所 市民福祉部 生活環境課 環境衛生係

TEL (0894) 22-3115 FAX (0894) 22-5990

※「八幡浜市墓地条例施行規則」、「八幡浜市合葬式納骨施設使用申請要領」は現在整備中です。

※ 今後の予定については次のとおりです。 令和7年3月上旬：事前申請の受付開始

3月中旬：施設の完成 3月下旬：内覧会の開催 4月1日：供用開始